



長野県報

6月9日(木)
平成23年
(2011年)
第2274号

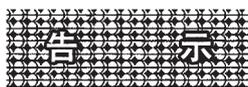
目次

告示

生活保護法に基づく医療機関の指定(地域福祉課)	2
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の名称又は所在地の変更の届出(地域福祉課)	2
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の休止の届出(地域福祉課)	3
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の廃止の届出(地域福祉課)	3
生活保護法に基づく施術者の指定(地域福祉課)	4
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (健康長寿課介護支援室)	4
保安林予定森林にする旨の通知(4件)(森林づくり推進課)	5
公共測量の終了(建設政策課)	6
河川区域の変更による廃川敷地等及び関係図面の縦覧(河川課)	7
長野県収入証紙売りさばき人の指定(会計課)	7
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課)	7
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	7
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	7

公告

消防法に基づく危険物取扱者講習の実施(消防課)	8
一般競争入札(交通政策課)	8
特定調達契約に係る一般競争入札(情報統計課情報システム推進室)	9
一般競争入札(情報統計課情報システム推進室)	10
特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(県民協働・NPO課)	11
一般競争入札(経営支援課)	11
大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧(経営支援課)	12
一般競争入札(労働雇用課)	13
県営土地改良事業の工事の完了(2件)(農地整備課)	13
新規土地改良事業施行認可申請の審査結果の縦覧(農地整備課)	14
土地改良区役員の就退任の届出(9件)(農地整備課)	14
一般競争入札(企業局)	18
正誤(2件)(森林づくり推進課)	19



長野県告示第419号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成23年6月9日

長野県知事 阿部 守一

1 病院、診療所、歯科又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
長倉クリニック軽井沢	北佐久郡軽井沢町長倉3583-1	平成23年4月7日
やなぎさわ歯科クリニック	上伊那郡南箕輪村5963番地12	平成23年4月1日
クオール松本薬局	松本市中央2丁目5-20	平成23年5月9日
松本寿とをしや薬局	松本市寿南1丁目254-1	平成23年5月1日
たきざわ脳神経外科クリニック	松本市村井町南2丁目1-10	平成23年5月1日
山岡整形外科	飯田市北方1742番地1	平成23年4月1日
いいやま診療所	飯山市南町13番13	平成23年5月1日
こぶし薬局	茅野市豊平南堀4538-1	平成23年5月1日
白樺薬局	茅野市玉川3086-1-2	平成23年4月20日
長野寿光会 上山田病院	千曲市上山田温泉3丁目34番地3号	平成23年4月1日
たばたクリニック	佐久市平賀字川原田2366-2	平成23年4月26日
けやき歯科	安曇野市堀金烏川5028-1	平成23年4月1日
おひさまクリニック	安曇野市穂高北穂高143-7	平成23年5月1日

2 指定訪問看護事業者

名 称	主たる事業所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
佐久穂町	南佐久郡佐久穂町大字高野町569番地	佐久穂町訪問看護ステーション	南佐久郡佐久穂町大字高野町328	平成23年5月1日
株式会社あんじゅり	松本市梓川倭2317-1	訪問看護ステーションメディックあずさ	松本市梓川倭2689-10 2F	平成23年4月5日

地域福祉課

長野県告示第420号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から名称又は所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成23年6月9日

長野県知事 阿部 守一

診療所又は薬局

名称	所在地	変更事項		変更年月日
		新	旧	
五十嵐内科医院	松本市島立201-3	五十嵐内科医院	飯田内科医院	平成23年4月1日
メンタルクリニック上田	上田市常田三丁目15番58号	上田市常田三丁目15番58号	上田市天神四丁目17番8号	平成23年4月1日
イオン薬局上田店	上田市常田2-12-18	イオン薬局上田店	ジャスコ上田店薬局	平成23年3月1日
イオン薬局中野店	中野市大字一本木252-1	イオン薬局中野店	ジャスコ新中野店薬局	平成23年3月1日

地域福祉課

長野県告示第421号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を休止する旨、次のとおり届出がありました。

平成23年6月9日

長野県知事 阿部 守一

薬局

名称	所在地	休止年月日
穂高土屋薬局	安曇野市穂高北穂高1932-2	平成23年5月1日

地域福祉課

長野県告示第422号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成23年6月9日

長野県知事 阿部 守一

診療所又は薬局

名称	所在地	廃止年月日
藤森薬局	松本市中央2丁目8番10号	平成23年4月30日
三溝歯科医院	松本市埋橋2丁目11番7号	平成23年5月1日
小川眼科医院	上田市常磐城5丁目1番27号	平成23年3月6日
長野寿光会 上山田診療所	千曲市上山田温泉3丁目34番地3号	平成23年3月31日

地域福祉課

長野県告示第423号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

平成23年6月9日

長野県知事 阿部 守一

1 施術者

氏名	住所	指定年月日
五味 和哉	諏訪郡富士見町落合6054	平成23年5月1日
上島 直子	松本市原81-2 レオドール101	平成23年2月1日
羽生田 栄子	須坂市大字豊丘116-24	平成23年4月1日
伊藤 憲章	岡谷市川岸上4丁目6-7	平成23年5月1日

2 施術所

名称	所在地	指定年月日
五味接骨院	諏訪郡富士見町落合9983の1	平成23年5月1日
羽生田整骨院	須坂市春木町943-1	平成23年4月1日
きたざわ鍼灸整骨院	茅野市宮川11400-12 桜ガーデン1F	平成23年5月1日

地域福祉課

長野県告示第424号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり行いました。

平成23年6月9日

長野県知事 阿部 守一

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社デルトラウム	ヘルパーステーションやまぶき	長野県北佐久郡立科町芦田西赤羽1872-1	平成23年6月1日

(2) 訪問看護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター塩尻さきょう訪問看護ステーション	長野県塩尻市大門65-11	平成23年6月1日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター篠ノ井訪問看護ステーション	長野県長野市篠ノ井御幣川1232-1	平成23年6月1日

(3) 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社いずみ	リハビリデイサービスいずみ橋原	長野県岡谷市川岸東2-7-25	平成23年6月1日
社会福祉法人山ノ内町社会福祉協議会	つつみデイサービスセンター	長野県下高井郡山ノ内町平穂3252番地5	平成23年6月1日

(4) 居宅療養管理指導

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター塩尻さきょう訪問看護ステーション	長野県塩尻市大門65-11	平成23年6月1日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター篠ノ井訪問看護ステーション	長野県長野市篠ノ井御幣川1232-1	平成23年6月1日

(5) 特定施設入居者生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社エコタウン信州	桜ガーデン茅野	長野県茅野市宮川11400番地12	平成23年6月1日

2 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人梓の郷	居宅介護支援事業所サルビア	長野県松本市梓川倭3234番地15	平成23年6月1日

3 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社デルトラウム	ヘルパーステーションやまぶき	長野県北佐久郡立科町芦田西赤羽1872-1	平成23年6月1日

(2) 介護予防訪問看護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター塩尻ききょう訪問看護ステーション	長野県塩尻市大門65-11	平成23年6月1日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター篠ノ井訪問看護ステーション	長野県長野市篠ノ井御幣川1232-1	平成23年6月1日

(3) 介護予防通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社いずみ	リハビリデイサービスいずみ橋原	長野県岡谷市川岸東2-7-25	平成23年6月1日
社会福祉法人山ノ内町社会福祉協議会	つつみデイサービスセンター	長野県下高井郡山ノ内町平穏3252番地5	平成23年6月1日

(4) 介護予防居宅療養管理指導

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター塩尻ききょう訪問看護ステーション	長野県塩尻市大門65-11	平成23年6月1日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター篠ノ井訪問看護ステーション	長野県長野市篠ノ井御幣川1232-1	平成23年6月1日

(5) 介護予防特定施設入居者生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社エコタウン信州	桜ガーデン茅野	長野県茅野市宮川11400番地12	平成23年6月1日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第425号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年6月9日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

大町市平4837の5、字大カヤバ4836の3、4865の1、4866の3、字桐山口4882の2、4882の4、4882の5、4883の5、4884、字順平4899

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

平4837の5、字大カヤバ4836の3、4865の1、4866の3、

字桐山口4882の2、4882の4、4882の5、4883の5、4884、字順平4899（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第426号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年6月9日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

安曇野市明科東川手9825、9829、9830、9832

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第427号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年6月9日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

北佐久郡軽井沢町大字追分字東牛越952の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び軽井沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第428号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年6月9日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

東筑摩郡筑北村坂北字寺沢16220から16223まで、16229、16230のイ、16230のロ、16231から16234まで、16236、16238、16240、16241、16243から16245まで、16247から16254まで、16256の1、16256のロの1から16256のロの3まで、16257から16261まで、16273の1、16273の2、16276、16277のイ、16277のロ、16278から16282まで、16283の1（次の図に示す部分に限る。）、16283の2、16283の21、16283の22、16283の24から16283の38まで、16283の41、16283の42、16283の48、16283の75、16283の76、16285、16286の1、16286の3、16287の1から16287の3まで、16288、16289、16294の1、16296の1、16297から16301まで、16304、16306、16308から16312まで、16313の1、16313の2、16314、16315、16316のイ、16316のロ、16317から16326まで、16328から16330まで、16331の1、16331の2、16332の1から16332の3まで、16333のイ、16333のロ、16334、16336のイ、16336のロ、16337、16348、16350から16354まで、16356から16360まで、16362の1、16363、16364の1、16373の1、16376の1、16377、字岩殿山16284の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び筑北村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第429号

飯田市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成23年6月9日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（基盤図作成）

2 作業期間

平成22年8月6日から平成23年3月25日まで

3 作業地域

飯田市

建設政策課

長野県告示第430号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県建設部河川課及び長野県上田建設事務所において縦覧に供します。

平成23年6月9日

長野県知事 阿部守一

- 1 河川の名称
信濃川水系 一級河川 産川
2 廃川敷地等が生じた年月日
平成23年6月9日
3 廃川敷地等の位置
上田市神畑字大田226-15、上田市神畑字三反田240-4、240-5及び上田市神畑字新地川原281-18、281-19、281-20
4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 322.25平方メートル
5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書きの規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課

長野県告示第431号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成23年6月1日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成23年6月9日

長野県知事 阿部守一

Table with 3 columns: 売りさばき人の氏名(名称), 住所, 売りさばき場所. Row 1: 宮下 克規, 長野市川合新田村前 370-399, 長野市川合新田村前 370-399 梅木屋 川合店

会計課

長野県告示第432号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成23年6月10日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成23年6月9日

長野県知事 阿部守一

Table with 3 columns: 売りさばき人の氏名(名称), 住所, 売りさばき場所. Row 1: 社団法人中部電子工業技術センター, 岡谷市長地片間町一丁目3番1号, 岡谷市長地片間町一丁目3番1号 社団法人中部電子工業技術センター. Row 2: 宮下 忠男, 長野市鶴賀七瀬町 716, 長野市鶴賀七瀬町 716 梅木屋本店

会計課

長野県上田建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年6月23日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年6月9日

長野県上田建設事務所長 山浦直人

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 塩田仁古田線
3 道路の区域

Table with 4 columns: 区間, 新旧別, 敷地の幅員, 延長. Row 1: 上田市仁古田字白銀616番の5地先から上田市仁古田字白銀617番の1地先まで, 旧, 6.0~9.5 m, 0.0672 km. Row 2: 同上, 新, 9.8~11.0 m, 0.0672 km

道路管理課

長野県上田建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成23年6月23日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年6月9日

長野県上田建設事務所長 山浦直人

- 1 路線名 塩田仁古田線
2 供用を開始する区間
上田市仁古田字白銀616番の5地先から
上田市仁古田字白銀617番の1地先まで
3 供用を開始する期日 平成23年6月9日

道路管理課